

## 秋田県告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、その指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、公示する。

令和3年8月10日

秋田県知事 佐竹敬久

告示年月日及び告示番号	区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成19年10月12日 第500号	高屋	鹿角市花輪字館ノ沢及び太田谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	中屋布	鹿角市花輪字中屋布及び西町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	陣場一号	鹿角市花輪字福士川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	陣場二号	鹿角市花輪字古館及び案内（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	花輪古館 一号	鹿角市花輪字古館及び福士川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	地羅野	鹿角市花輪字地羅野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	小枝指二号	鹿角市花輪字小枝指及び館神（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	高屋	鹿角市花輪字高屋、伊坂及び後谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	高屋一号	鹿角市花輪字高屋、伊坂及び三ツ権現（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	太田谷地	鹿角市花輪字太田谷地、高屋及び三ツ権現（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	万松寺	鹿角市花輪字西町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	西町	鹿角市花輪字西町及び乳牛平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	小枝指	鹿角市花輪字小枝指、館神及び平元古館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	小枝指一号	鹿角市花輪字小枝指及び平元古館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	館	鹿角市花輪字鳥野及び八幡館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	新斗米	鹿角市花輪字新斗米及び天王平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成19年10月12日 第500号	鎌柄沢	鹿角市花輪字鎌柄沢、百合沢及び横沢（次の図のとおり）	土石流
平成19年10月12日 第500号	館の沢	鹿角市花輪字館ノ沢及び上ミ田表（次の図のとおり）	土石流

指定時の図面である「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県鹿角地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。